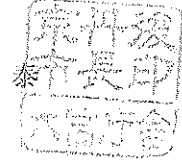


平成21年11月1日

株式会社 辻 建設
代表取締役 辻 真 通 様

京丹後市長 中 山



一般廃棄物処分業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 年 月 日	平成21年11月1日	許 可 番 号	1市民シ第1号
事 務 所 の 所 在 地 及 び 名 称	京都府京丹後市久美浜町佐野989番地 株式会社 辻 建設 代表取締役 辻 真 通		
事 業 場 の 所 在 地	京都府京丹後市久美浜町小桑小字大藪253番地、 京都府京丹後市久美浜町佐野小字御堂谷2086-1番地及び2086 番地・2085-1番地		
事 業 の 範 囲	京丹後市内		
許 可 の 有 効 期 間	自 平成21年11月1日 至 平成23年10月31日		
許 可 の 状 況	新規許可		
条 件	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物の種類は、市施設で堆肥化することができない一般廃棄物(生ごみ)とする。・ 事業に伴い悪臭や汚水等、公害苦情の生じさせないように留意し、事業内容を変更する場合は市への事前協議(1箇月以上前)を行うこと。		